

全九州ジュニア空手道選手権大会試合規約

平成26年4月20日改訂

第1条 審査規約

審判員及び審議員は、同等の権限をもって競技の審査にあたるが、競技に関する最終決定はすべて大会会長または大会委員長または審判長裁可によるものとする。組手試合の規約時間は別項に定められているが、必要と認めた場合は、大会会長または大会委員長または審判長の裁量により改めて時間を設定することもあり得る。

大会は試合進行表の構成によって進行される。大会進行は極力スケジュールに沿わせるが、止む終えない事態が起きた場合は、大会会長または大会委員長または審判長が協議の上、変更を指示することが出来る。

第2条 階級

- (1) 本大会は、小学生は各学年及び男女別に、中学生は体重別及び男女別で開催される。中学生の体重別は下記のとおりとする。

男子 ・ 軽中量級 50kg以下 ・ 重量級 50kg超
 女子 ・ 軽中量級 45kg以下 ・ 重量級 45kg超

但し、クラス編成は参加人数により、中止や合併する場合がある。

出場クラスは、申込時ではなく試合当日の学年により、そのクラスに出場すること。

出場定員は特に定めないが希望者多数の場合は書類選考を行うので、その場合は過去の実績が優先される。

- (2) ウェイト制のクラスは、大会当日の朝、所定の時間内に計量を行う。

規定体重より3kgまでのオーバーについては、減点1を常に受けて試合を行う。

3kg以上のオーバーについては失格とし、試合をする事は出来ない。

第3条 防具

(防具一覧表)

	男子(小学6年生まで)	男子(中学生)	女子(小学3年生まで)	女子(小学4年生から6年生まで)	女子(中学生)
ファールカップ	●	●	×	×	×
拳	●	○	●	●	○
ヒザ	●	●	●	●	●
スネ	●	●	●	●	●
インナーチェスト	●	●	●	◆	◆
ヘッドガード	○	○	○	○	○
スポーツブラ・パット	×	×	×	◆	◆
Tシャツ	×	×	白・黒・紺のみ	白・黒・紺のみ	白・黒・紺のみ
アンダーガード	×	×	△	●	●

●各自用意 ○主催者用意 ◆選択制 △任意着用 ×着用無し

防具については下記のとおりとする。(防具一覧表参照)

- ①拳サポーター、スネサポーター、ヒザサポーター、金的ファールカップは各自用意すること。(全学年男子は、金的ファールカップの着用を義務付ける。)
- ②拳サポーター、スネサポーター、ヒザサポーターは布製であること。
プラスチック、金属、硬質ゴム等の硬い素材のもの、皮製のグローブ、レッグパットは使用不可とする。
- ③拳サポーター、ヒザサポーター、スネサポーターの中のクッション部分を抜いたり、削ったりの不正な加工は一切認めない。それを付けて試合を行おうとした場合、その場で失格とする。
- ④女子(小学校3年以下、小学校3年を含む)は金的ファールカップの着用義務なしとする。小学校4年生以上の女子は、女子用アンダーガードの着用を義務付ける。
- ⑤中学生クラスは主催者の用意したSPグローブ(スーパープロテクターグローブ)の着用を義務付ける。
- ⑥小学生1年生男子から中学生男子と小学1年生から3年生女子までは心臓震盪(しんぞうしんとう)予防用として連盟公認のインナーチェストの着用を義務付けるものとする。
正道会館マーク入りインナーチェストまたは、株式会社イサミのL-8303 インナーチェストの使用も使用可能で、必ず自分に合ったサイズを使用する事。
(心臓震盪(しんぞうしんとう)とは、胸部に衝撃が加わったことにより心臓が停止してしまう状態の事)
- ⑦ヘッドガードは、正道会館公認ヘッドガードのみの使用とする。主催者が用意するが、公認ヘッドガード(白色正道マーク入り)を持っている選手は、個人の物の使用も可とする。なお赤の選手は主催者が用意するものを使用する。
- ⑧小学校4年生以上の女子の選手は、必ず正道会館公認(正道会館マーク入り)のスポーツブラ(インナーパッド入り)と女子用アンダーガードの着用を義務付ける。着用しない、正道会館以外のスポーツブラやアンダーガードの着用は、試合をすることができないものとする。尚、小学校4年生以上の女子は、スポーツブラの着用か心臓震盪予防用インナーチェスト着用のどちらかを選択できる。(但し、来年以降はインナーチェストへ完全移行する)
- ⑨Tシャツの着用は、女子の選手のみ認める。但し、女子のTシャツは必ず無地(所属団体の名称等が前の部分に小さく入ったものは容認する。)で、色は白、黒、紺に限定する。スパンコール等の装飾品が付いた派手なものは認めない。
- ⑩サポーター類やヘッドギア、女子用プロテクター等の、選手が身体に装着する物は、名前以外の書き込みや色付け、装飾(シールの貼付け等も含む)、サイズ調整の為の加工以外は一切認めない。
- ⑪審判団が認めない物に関しては、この使用を一切禁止する。選手は、この指示に必

ず従う事。従わない選手は、失格とする。また試合前に審判団が防具のチェックをして、変更の指示が出た場合はそれに従うこと。

第4条 組手試合時間

組手の試合時間は原則として、下記の通り定める。

	本戦	延長	再延長	体重判定	特別再延長
準々決勝まで	・ 1分半	→ 1分	→	→	軽量勝利
準決勝より	・ 1分半	→ 1分	→ 1分	→ 有効5kg	→ 1分

延長戦以降は、サドンデスゲームとなる。

サドンデスゲームは、ポイント1の先取りか、もしくは反則による減点1を科せられた時点で試合は終了する。尚、体重オーバーで減点1がある選手は、延長戦に入った時点で負けが決定する。

(第5条5項、判定基準の優劣順位によりポイント1＝減点1を適用する。)

※準々決勝までの体重判定は、少しでも軽い選手の勝利とする。

全く同じ体重の場合は、特別延長戦を1分間行い、判定はマストシステムとする。

準決勝以降の体重判定は、5kg以上の差がある場合、軽い方の選手の勝利とするが、

5kg以上の差が無い場合は、特別再延長戦を1分間おこなう。(サドンデス)

特別再延長戦の判定も、マストシステムとする。

(マストシステムとは、審判が必ずどちらかの選手に判定を行うものである。)

第5条 勝敗

組手試合の勝者は、一本勝ち、判定勝ち、相手の反則ないし失格による勝ちにより決定する。

反則箇所を除いた部分に、突きや蹴りを、相手の防御されていないところを狙っていかに的確に攻撃を決めるかを最優先にして優劣を競う、ポイントシステムを併用した正道スピリットカラテルールを採用する。

(1) 一本勝ち

相手がダウンしたり、一時的にでも戦意を喪失した場合。ポイントが3になった場合。

(2) 技有り

ダウンしなくても、かなり正確に相応の打撃が入った場合。ポイントが2となった場合。技有り2本で一本となる。

(3) ポイント

上段への蹴り技が、相手のノーガードの箇所に、的確にクリーンヒットして残心が取れて体勢が崩れない場合、ダメージの有無とは関係なくポイントが与えられる。ポイントは2で技有り、3で一本勝ちとなる。

ダメージが強い場合は即技ありまたは一本を取る場合がある。

(4) TKO (テクニカル・ノックアウト)

選手は、以下の場合にTKO（テクニカル・ノックアウト）となる。

- (a) 選手的一方が著しく優勢な場合は、主審の判断により、試合終了を待たずに勝者を決定することができる。（レフェリーストップ）
- (b) 選手が負傷や大きなダメージにより大会医師が試合続行不可能と判断した場合。（ドクターストップ）

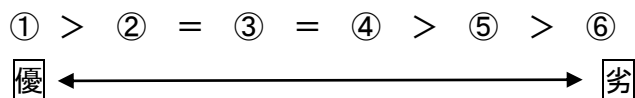
(5) 判定勝ち

試合時間内に一本勝ちやTKO、失格で勝敗が決まらなかった場合は審判団の判定により勝敗を決する。どちらかの選手が、審判団数の過半数以上の賛同を得た場合に勝利となる。それ以外は、引き分けとする。

判定基準の優劣順位を以下の通りとする。

- ①「技有り」の有無
- ②「技有り」には、いたらないが、試合の主導権をにぎっているもの。
(手数、圧力、技術力、有効打撃を総合したものをさす)
- ③ポイント1をとっている場合。
- ④「減点」の有無
- ⑤主導権の中で、手数、圧力、技術力、有効打撃の中で、どれかが勝っているもの。
- ⑥勝利への気迫

の順となる。(但し、②イコール③イコール④とする)



ポイント内容

- 1ポイント：*技有り以上のポイントはないが、試合の主導権（手数、圧力、技術力、有効打撃を総合したものをさす）をとっている場合
 - *クリーンヒットのポイント1をとった場合
 - *減点1は、マイナス1ポイントに相当する
- 2ポイント：*技有り
 - *クリーンヒットのポイント2をとった場合
- 3ポイント：*一本勝ち

※注意は、基本的に判定の材料にはならないが、特別延長戦の時には、どちらかに判定を決めないといけないので判定材料になり得ることもある。

第6条 反則

反則には、注意が与えられ、以下の分類にて3種類に分けられる。

A危険行為による反則は、注意2で減点1とする。

減点1の後の危険行為による反則は、減点2となり失格とする。

B掴み等に関わる反則（違反行為）は、注意3で減点1とする。

Cその他の違反行為の反則は、注意数の規定のない物は注意2で減点1とする。

但し、注意数の規定のある違反行為は、それぞれの注意数で減点となる。

※ 危険行為 : 反則行為により、相手にダメージを与える危険性のあるもの。
違反行為 : 危険行為以外の反則行為

※ **A** に含まれる反則は、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。

（例えば、顔面殴打注意1と金的攻撃注意1で減点1となる。）

B に含まれる反則も、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。

（例えば、掌底押し注意1、掴み注意1、投げ注意1で減点1となる。）

C は、それぞれの反則は、それぞれで注意を計算する。

（例えば、場外注意1、技の掛け逃げ注意1では減点にならない。）

※ 減点に関しては、違う注意の減点が重なっても減点2で失格となる。

（例えば顔面殴打注意1、金的攻撃注意1で減点1。掴み注意3で減点1。

以上減点2で失格となる。）

※反則の種類や度合い、悪質であると判断された場合には、注意を通り越して減点、もしくは失格となる場合もある。違反行為でも審判が悪質であると判断した場合は、危険行為として反則に合算する場合もある。

以下の行為を反則とする。

A危険行為に関わる反則

①蹴り以外（上段への膝蹴りは反則）の顔面及び喉への殴打。

（手、肘、腕、膝、による首から上への攻撃。首への攻撃は反則となる。

有効技以外による殴打。）

故意であるなしに関わらず、厳しく注意をとる。

②頭突きによる攻撃。

③男子選手の金的への攻撃。及び、女子選手の下腹部への攻撃。

但し、男子の出場選手には金的ファールカップ、小学4年生以上の女子の出場選手にはアンダーガードの着用を義務付ける。

女子選手の下腹部とは、帯から下（ヘソから下）から足の付け根の辺りまでの鼠蹊部（ソケイブ）の事をいう。

カップやアンダーガード着用の上で金的や下腹部への攻撃を受けた場合、反則した選手に注意が与えられ、ダメージのある選手には、1分間の休憩時間を与える措置をとる。

カップやアンダーガードの着用義務を怠り、金的や下腹部への攻撃を受けた場合は、反則した選手に注意が与えられるが、ダメージが大きくて試合を続行出来ない時は、自己の不注意による試合続行不可能として相手選手の勝ち扱いとなる場合もある。

(第8条2項)

但し、小学3年生以下の女子選手に対する下腹部への攻撃は、下腹部への攻撃を与えた選手の反則負けに成る場合もある。

- ④倒れた相手へ直接打撃を加えたとき。
- ⑤関節部分に関節技、あるいは首への締め技をかけること。
- ⑥背後からの攻撃

相手選手が完全に無防備に後を向いてしまった場合には、攻撃してはいけないが、後を向いてしまった選手には戦意放棄と見なし「場外」と同じ扱い(第6条C第1項)の注意が与えられる。

- ⑦試合終了、あるいは主審の止めのコール後や相手が場外に出たのに攻撃すること。

※但し、プロテクターが外れたり、あるいは場外になるときに、気を抜いて相手の攻撃によりダメージを受けた場合は、審判の判断により、技有り、又は一本になる場合もあるので絶対に気を抜かないこと。

試合中に気を抜いた選手には、戦意放棄と見なした警告が与えられる。

B 掴み等に関わる反則

- ①相手を掴むこと。
- ②相手を投げること。
- ③相手の腕を押さえる行為。
- ④胸をつける行為。
- ⑤頭を付けての打合いは反則とする。悪質な場合は即、減点とする。

C その他の違反行為に関わる反則

- ① 故意に場外に逃げること。(場外注意)

場外注意は、3回目で注意1、4回目で減点1、5回目で失格とする。

- ②技の掛け逃げは、反則として注意をとる。

技の掛け逃げに関しては、注意3で減点1とするが、故意であると主審が判断した場合や悪質な場合は、ただちに減点になる場合もある。

- ③過度な反則のアピールは、度が過ぎると注意、減点の対象となる。

選手は武道である空手の大会に出場しており、勝つためだけに相手選手の微少な反則(軽く手が顔に触れただけや、軽い金的攻撃で大げさに痛がる等)を過剰に反則を審判にアピールする行為は非常に見苦しく、空手道精神に反する。もちろん反則行為を

容認するものではないが、節度のある対応を希望する。

- ④審判員の指示に従わなかったり、選手として相応しくない態度、及び言動をとること。
- ⑤相手選手を中傷するような掛け声や、野次などをとばした場合、選手に注意や減点が与えられることがある。
- ⑥以上の他、審判員が特に反則と見なしたとき。

第7条 失格

- ①試合中、審判員の指示に従わない時。
- ②出場時刻に遅れたり、出場しない時。

補則：選手が怪我をして、次の試合前にドクターの治療を希望する場合は必ず、その試合場の選手係と監査に申し出ること。これを怠って試合時間に遅れた時は失格になる場合がある。

- ③見合ったままの状態で30秒以上経過した時。

この場合は戦意なしとして、双方失格となる。

- ④粗暴な振る舞い、悪質な試合態度と見なされた時。
- ⑤減点を2回重ねた時。減点1の後の危険行為による反則は、即減点2となり失格とする。
- ⑥各階級規定の体重をオーバーした時。
- ⑦規定以外の道着を着て試合をした時。

選手は、清潔な空手着を着用する。規定として袖丈は肘が隠れる長さがあること。

道着の下は、裾で足首が隠れていること。異状に短い物は認めない。

袖丈は、気を付けの状態ですぐ肘が袖で隠れる事。それは、審判員が判断する。

尚、袖を折る行為は反則となるので、袖を折ったままでの試合は認めない。

補則：(正道会館所属の選手の試合で使用使用する道着の補足として、道着への過度な刺繍やマーキングは認めない。今現在使用中の道着に関してはそのまま使用を認めるが、今後購入する分に関しては認めないものとする。

会場内で道着へのサインはすべて禁止とする。サインを求める場合は、色紙やパンフレット等の道着以外の物にしてもらう事。

正道会館では道着は神聖な物と考え、それへのサインは認めない。)

- ⑧規定の防具の不着用、規定以外の防具を着用して試合をした時。

第8条 選手が負傷のため、試合を続行することができない場合には、次の各項によって勝敗を決定する。

- ①負傷の原因が相手の反則による場合は、故意・偶発性にかかわらず反則者の負けとする。(負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。)

※反則により負傷した選手が試合続行不可能な場合、反則者も負けとなるので、両者

とも次の試合に進む事はできなくなる。

- ②負傷の原因が負傷者自身の不注意による場合は、負傷をした方の負けとする。(負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。)

第9条 セCOND、選手の応援について

- ①選手のセCOND、応援については武道の試合に相応しい態度を心掛ける。
- ②セCOND、応援団は選手が試合中、むやみに試合場に乗りかかったり試合場を叩いたりしてはいけない。
- ③相手選手を中傷するような掛け声や、野次などをとばした場合、選手に注意や減点が与えられることがある。

第10条 テーピング、バンテージの使用について

テーピングの使用は認めるが、バンテージの使用は認めない。

また、テーピングに関しては、拳頭部への着用は認めない。具体的には、手甲部の拳頭から指一本分をあけて手首側へのテーピングは認める。

また、審判員が負傷箇所の保護ではなく、拳の強化と見なした場合は速やかにこれを取り外さなければならないものとする。テーピングやアンクレットなどは必ず審判員がチェックを行う。

- 第11条 選手は身体に下着(シャツやTシャツの着用は女子のみ認めるものとする。男子は不可とする)、空手着、各クラスで認められたか、装着義務のあるプロテクター、サポーターやグローブ類以外の物を付けてはならない。大会ドクターが認めたテーピング等は、この限りではない。指輪、ピアス、ミサンガ、鼻腔拡張テープ等は必ず外さなければ試合を行う事はできないものとする。手足の爪は短く切り、清潔な状態で試合に臨むこと。手足の爪が長い状態では試合を行えないものとする。

女子の長い髪の毛は必ず結んでヘッドギアの中に収める事。

- 第12条 選手または保護者や道場責任者は、審判員の宣告に対して異議の申し立てを行うことは出来ない。

- 第13条 大会規定に定められていない問題が生じた場合、大会会長または大会委員長または審判長の合議によってこれを処理するものとする。

以上